

# 第2次

# 甲斐市地球温暖化対策実行計画

## (甲斐市役所エコアクションプラン)

平成25年度～平成33年度



平成25年3月

甲斐市

# 目 次

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題	1
2	地球温暖化防止の取組	2
3	本市の取組	3
第2章	旧計画の評価と課題	4
1	旧計画の概要	4
2	旧計画の目標達成状況	5
3	旧計画の評価と課題	8
第3章	計画の基本的事項	9
1	計画の目的	9
2	計画の期間	9
3	計画の対象とする事務及び事業の範囲	9
4	計画の対象とする温室効果ガスの種類	10
5	算出方法と排出係数等	10
第4章	温室効果ガスの排出状況	11
1	基準年度の温室効果ガス総排出量	11
2	間接的な温室効果ガスの排出	13
第5章	温室効果ガス排出量の削減目標	14
1	削減目標の基本的な考え方	14
2	活動項目別・部門別削減目標	15
第6章	目標達成に向けての取組	16
1	基本方針	16
2	具体的な行動マニュアル	17
3	重点的な取組	20
第7章	計画の推進	21
1	計画の管理体制	21
2	点検・評価・公表	23
3	計画の見直し	23

## 第1章 計画策定の背景

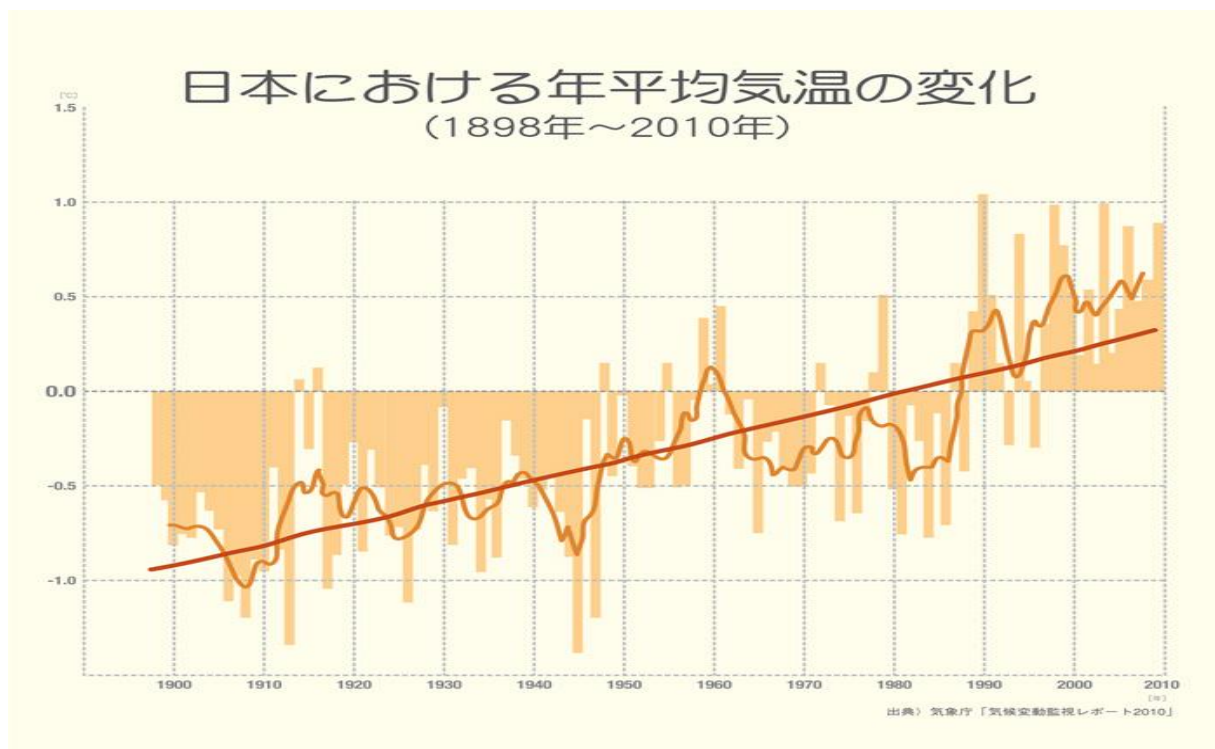
### 1 地球温暖化問題

地球の表面には窒素や酸素などの大気を取り巻いています。地球に届いた太陽光は地表での反射や輻射熱として最終的に宇宙に放出されますが、大気が存在するので、急激な気温の変化が緩和されています。

とりわけ大気中の二酸化炭素は0.03%とわずかですが、地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を14℃程度に保つのに大きな役割を演じています。こうした気体は温室効果ガスと呼ばれます。

18世紀後半頃から、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などを大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は200年前と比べ35%程増加しました。これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、21世紀末には二酸化炭素濃度は現在の2倍以上になり、この結果、地球の平均気温は今より上昇すると予測されています。

IPCC 第4次評価報告書によると2100年の平均気温は、最小で1.1度、最大で6.4度上がると予測されています。



出展：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCA）

## 2 地球温暖化防止の取組

1997（平成9）年の京都議定書の採択を受け、国内では1998（平成10）年6月、地球温暖化対策推進本部において、2010（平成22）年に向けて、緊急に推進すべき地球温暖化対策を取りまとめた「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。

さらに、同年、温室効果ガスの排出量を削減するための国、地方自治体、企業などの責任と取組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法」が制定され、日本国内の対策の基礎的な枠組みが構築されました。

その後、2005（平成17）年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、我が国の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置が定められました。

目標期間に入った2008（平成20）年3月には計画全体を改定し、更なる対策強化を図っています。

各分野の対策としては、2006（平成18）年4月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、工場・事業所および住宅・建築分野、運輸における対策強化が図られています。

また、同時に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガス排出量を毎年報告することを義務付けた「温室効果ガス算定・報告・公表制度」が導入されています。

京都議定書以降の我が国の中期目標については、2009（平成21）年9月に行われた国連気候変動サミットにおいて、「世界のすべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と、すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提として、2020（平成32）年までに1990（平成2）年比で25%の削減を目指す。」ことを発表し、日本としての排出量削減と途上国への協力を積極的に行っていくことを、国際社会に表明しています。

### 3 本市の取組

本市では、市が一事業者として、率先して地球温暖化防止を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「甲斐市地球温暖化対策実行計画（甲斐市役所エコアクションプラン）」を平成 21 年 3 月に策定し、市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出抑制の取組を進めています。

また、平成 24 年 3 月に策定した「甲斐市環境基本計画」においては、望ましい環境像の一つに「地球環境の保全を推進するまち」を掲げ、地球温暖化の防止を基本施策とするなかで、甲斐市地球温暖化対策実行計画の推進を位置付けています。

さらに、平成 22 年度からは市長部局と教育委員会部局のそれぞれが、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定事業者として指定を受け、毎年、エネルギーの使用量や対策等を報告しています。

～ 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋） ～

（地方公共団体実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年 1 回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 第2章 旧計画の評価と課題

### 1 旧計画の概要

#### (1) 計画期間・基準年度

平成21年度から平成24年度までの4年間（基準年度は平成18年度）

#### (2) 計画の範囲

市が実施するすべての事務及び事業とし、すべての組織や施設を対象としました。ただし、外部に委託して実施している事務及び事業（指定管理者制度により管理委託した施設を含む）については対象外としました。

なお、計画期間に新設・増設した分は、随時追加して計画の対象とし、また、委託への切り替え等を行った事務及び事業については対象外とし、基準年度からも差し引きました。

#### (3) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する6物質のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3物質を対象としました。

#### (4) 算定方法

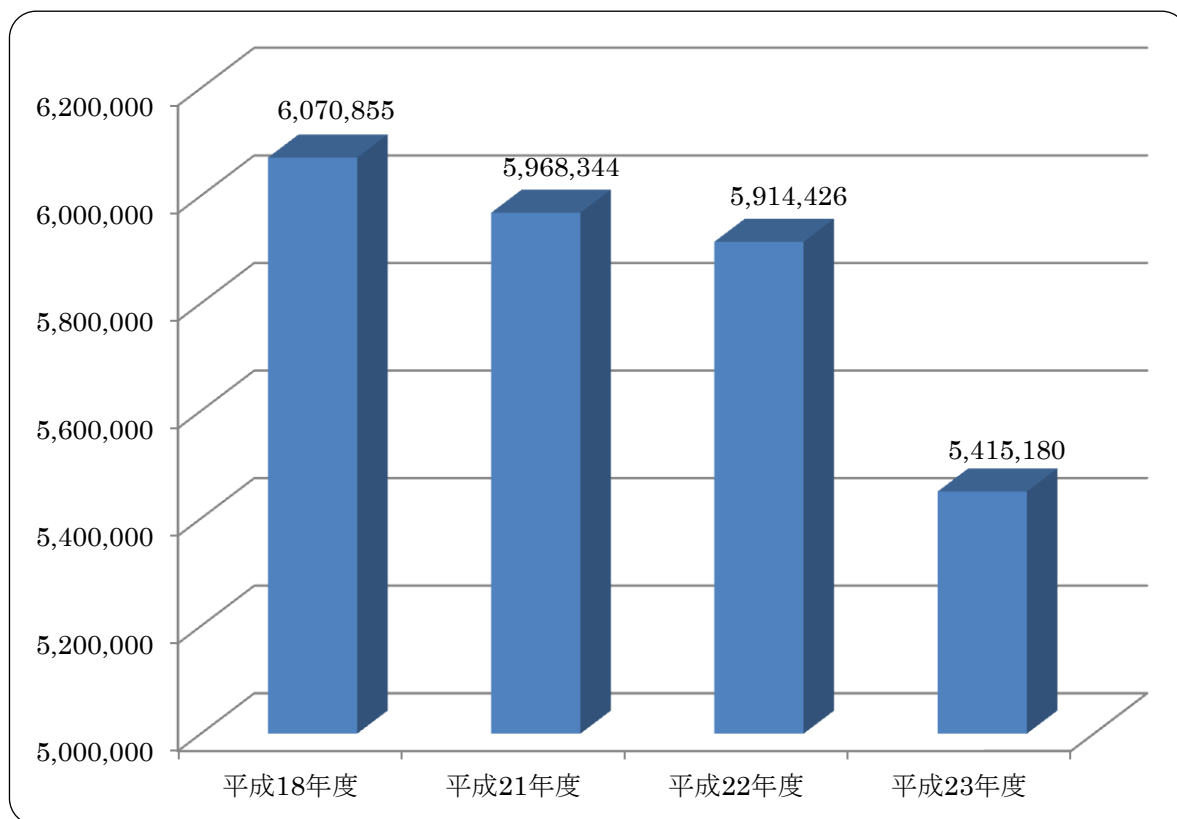
電気や燃料等の使用量に、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」における排出係数、地球温暖化係数を乗じた算出式に基づいて算定しました。

## 2 旧計画の目標達成状況

### (1) 温室効果ガス総排出量

(単位：kg-CO<sub>2</sub>、%)

平成 18 年度 (基準年度)	平成 21 年度 (1 年目)	平成 22 年度 (2 年目)	平成 23 年度 (3 年目)
6,070,855	5,968,344	5,914,426	5,415,180
基準年度比削減量	102,511	156,429	655,675
削減率	1.69	2.58	10.8



## (2) 活動項目別の使用量の推移

項 目	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
電 気 (kWh)	12,260,953	12,219,351	12,128,007	10,626,252
灯 油 (ℓ)	355,333	345,552	325,860	347,330
L P ガス (m <sup>3</sup> )	85,779	91,474	100,980	95,936
A 重油 (ℓ)	29,250	13,000	10,000	12,000
ガソリン (ℓ)	66,966	62,405	60,937	52,823
軽 油 (ℓ)	37,467	27,709	19,504	20,094
天然ガス (m <sup>3</sup> )	295	346	375	514
浄化槽 (人)	6,335	5,651	6,002	6,033
公用車 (km)	768,609	675,463	618,608	571,391

## (3) 活動項目別の削減状況

(単位 : kg-CO<sub>2</sub>、%)

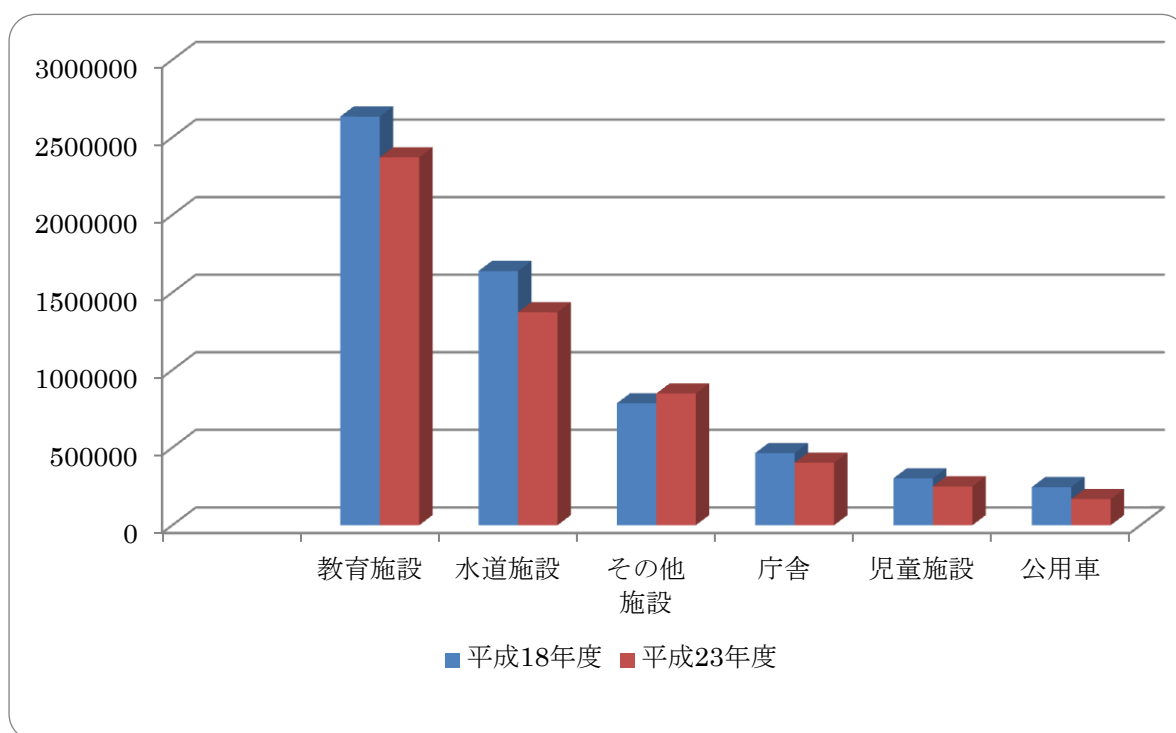
項 目	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 18 年度比	
			増減量	増減率
電 気	4,156,463	3,602,299	△554,164	△13.33
灯 油	890,382	871,524	△18,859	△2.12
L P ガス	535,045	598,394	63,349	11.84
A 重油	79,257	32,516	△46,741	△58.97
ガソリン	155,473	122,636	△32,837	△21.12
軽 油	98,135	52,630	△45,505	△46.37
天然ガス	644	1,121	477	74.14
浄化槽	150,427	130,112	△20,315	△13.51
公用車	5,029	3,949	△1,080	△21.48
計	6,070,855	5,415,180	△655,674	△10.80



(4) 部門別温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO<sub>2</sub>、%)

項目	平成18年度	平成23年度	平成18年度比	
			増減量	増減率
教育施設	2,634,309	2,371,315	△262,993	△9.98
水道施設	1,638,767	1,372,645	△266,122	△16.24
その他施設	785,750	849,496	63,746	8.11
庁舎	464,754	403,067	△61,687	△13.27
児童施設	302,175	250,201	△51,974	△17.20
公用車	245,099	168,456	△76,643	△31.27
計	6,070,855	5,415,180	△655,674	△10.80



### 3 旧計画の評価と課題

市の事務及び事業における温室効果ガス総排出量を、基準年度（平成 18 年度）比 4%以上削減を目標に掲げて取り組んだ結果、削減率は年々高くなり、3年目の平成 23 年度は目標値を大幅に超えました。

この要因としては、施設の建設、機械器具の更新等に再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を図ったハード面の効果、旧計画の職員行動マニュアルの取組が浸透してきたソフト面の効果の現れであると思われます。

具体的に検証しますと、活動項目別では、9 項目のうち 7 項目で温室効果ガスが削減されています。特に電気については、13.33%の削減率ですが、温室効果ガスとしての占める割合が最も多いことから、基準年度比で 550 t-CO<sub>2</sub>以上の削減量となり、また、年々減少していることから、ハード・ソフト面の相乗効果が現れていることが分かります。

また、ガソリン、軽油、公用車（走行距離）でも年々減少し、公用車の配置等の効果の表れと思われます。

部門別では、6 部門のうち、その他施設を除く 5 部門で削減されました。特に教育施設や水道施設の両部門で約 530 t-CO<sub>2</sub>が削減され、全体の削減率 10.80%のうち、8.71%が両部門によるものです。

しかし、平成 23 年度は電力供給不足に伴う計画停電の実施により、年度当初に施設の利用時間の短縮やエネルギー利用への自粛等が行われてきた特徴的な状況があり、その要因も関係していると考えられます。

また、公共施設新設による対象施設の増加や気候変動の影響等により、温室効果ガス排出量が増加することも考えられ、今後も削減に向けての取組を進める必要があります。

## 第3章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

市は、様々な政策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、事業者や消費者としての性格を併せ持っていることから、市が地球温暖化防止をはじめとした環境に配慮した行動を率先して実行することにより、自らが環境に与える負担を軽減するとともに、市民・事業者の模範となり、地球温暖化の防止に向けての取組を促進することを目的とします。

### 2 計画の期間

旧計画からの推移等の検証を行うため、引き続き平成 18 年度を基準年度とし、計画期間は、環境基本計画との整合性を図るため、平成 25 年度から平成 33 年度までの 9 年間を計画期間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢等により、必要に応じて見直を行うものとします。

### 3 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、市役所自らが実施するすべての事務及び事業とします。

なお、外部に委託して実施している事務及び事業（指定管理者制度により管理委託した施設を含む）については対象外としますが、温室効果ガスの排出の制御等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講じるよう要請します。

※ 計画期間中に新設、増設した部分については、随時、追加して計画の対象とします。また、新たに事務及び事業を外部に委託（指定管理者を含む）した場合は、取組による実質的な効果等を検証するため、基準年度の総排出量から差し引くこととします。

#### 4 計画の対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する6物質のうち、市の事務及び事業から排出される次の3物質とします。

二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気・ガスの使用、自動車等の燃料の使用 その他の燃料等の使用
メタン (CH <sub>4</sub> ) 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行、し尿処理

※他の3物質（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）については、排出量の算出にあたっては煩雑な事務となることや排出量が極めて微量なため、対象から除外します。

#### 5 算出方法と排出係数等

温室効果ガスの総排出量は、4月から翌年3月までの年度を算定期間とし、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」における排出係数、地球温暖化係数に使用量を乗じた算出式に基づいて行います。

※ 地球温暖化係数とは、二酸化炭素の温暖化をもたらす程度を1とした場合、同量の他の温室効果ガスがどの程度温暖化をもたらすかを示す数値で、次の表のとおりになります。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310

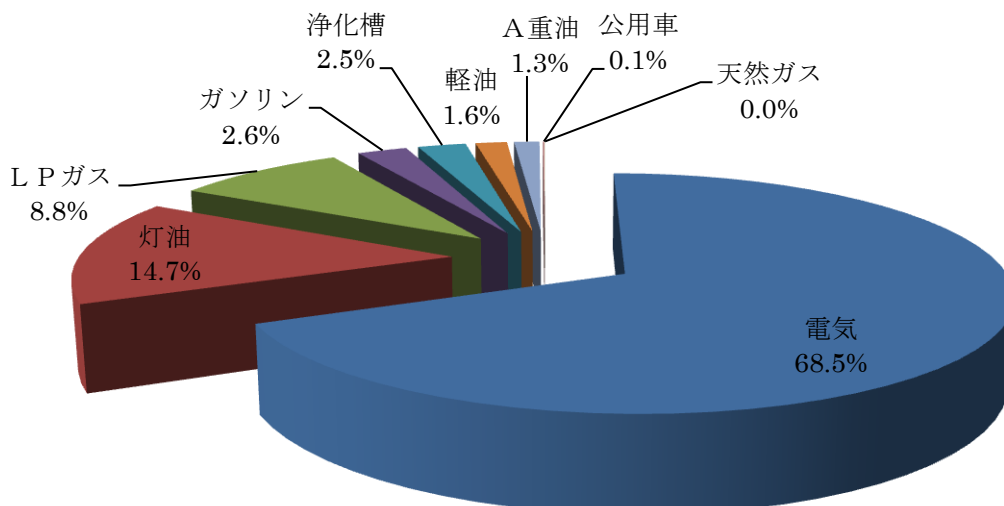
## 第4章 温室効果ガスの排出状況

### 1 基準年度の温室効果ガス総排出量

平成18年度における市の事務及び事業に伴う温室効果ガス総排出量は、次のとおりです。

平成18年度温室効果ガス総排出量 6,070,855 kg-CO<sub>2</sub>

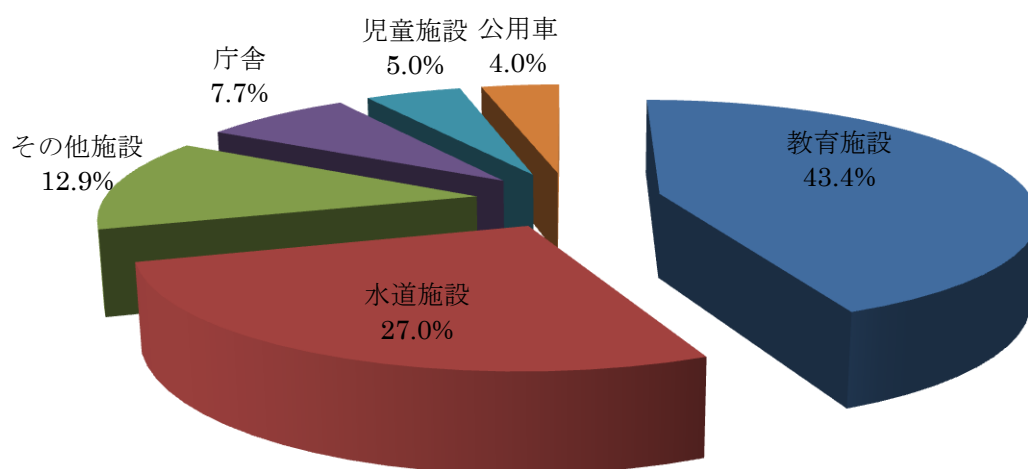
#### (1) エネルギー別温室効果ガス排出量



活動項目別の温室効果ガス排出量は、電気の使用による排出量が総排出量の65%以上を占めており、次に灯油の使用によるものとなっています。この電気、灯油の使用で全体の80%以上を占めています。

直近データである平成23年度の活動項目別の割合では、各活動項目で若干の増減があるものの、ほぼ同様な傾向であります。

## (2) 部門別温室効果ガス排出量



部門別の温室効果ガス排出量は、小中学校や公民館、文化施設、スポーツ施設の「教育施設」が最も多く、総排出量の約 43% を占めています。次いで、上水道事業による「水道施設」、福祉施設、公園等「その他施設」となっています。

直近データである平成 23 年度の部門別の割合では、各部門で若干の増減があるものの、ほぼ同様な傾向であります。

## 2 間接的な温室効果ガスの排出

本市には、単独の廃棄物処理施設はなく、中巨摩地区広域事務組合と峡北広域行政事務組合の2つの広域組合でごみを処理しています。

本市の事務及び事業に伴って排出される紙などの廃棄物は、一部は分別してリサイクルされているものもありますが、それ以外は広域組合に持ち込んで焼却処分しています。

焼却処分すると温室効果ガスを発生させますので、廃棄物を排出・処分することは、間接的に温室効果ガスを排出していることとなります。

このことから、本計画では、次のとおり廃棄物について取り扱うこととします。

### (1) 対象となる廃棄物

竜王・敷島・双葉の3庁舎の事務及び事業から発生する廃棄物（事業系一般廃棄物）のうち、焼却等により処理（溶解処理を含む）している廃棄物を対象とします。（分別してリサイクルに回しているものについては対象外とします。）

### (2) 廃棄物排出量の把握

廃棄物の処理量を把握するため、平成25年度から広域組合に持ち込む量を計測し記録します。

なお、廃棄物の発生量を把握するため、将来的には、リサイクル量についても計測にも努めることとします。

### (3) 廃棄物削減目標

平成25年度で1年間の廃棄物の処理量を把握し、平成26年度において目標値を設定することとします。

## 第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

### 1 削減目標の基本的な考え方

本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量を削減するため、旧計画と同様に、本計画でも削減目標値を定めて取り組むこととします。

削減目標値を定めるにあたっては、各施設等の事務及び事業の性格や将来の見込み等を総合的に勘案する必要があります。

しかし、行政の質や量等の見通しについては、現時点で本計画の最終年度まで把握することは困難であるといえます。

更に、現在まで、旧計画における取組や「無駄撲滅運動」等により、エネルギー消費を抑えるなど温室効果ガス排出削減の取組は継続しており、高い削減目標値を掲げていても大幅な排出削減は困難であると考えられます。

よって、本計画では、環境基本計画との整合性を図るなかで、平成25年度から平成28年度までの4年間の前期、平成29年度から平成33年度までの5年間の後期とし、旧計画の結果も踏まえて、それぞれ削減目標値を設定します。

温室効果ガス総排出量の削減目標

計画期間	基準年度比削減率	排出削減量
前期（平成25年度～平成28年度）	5%以上	303,543 kg-CO <sub>2</sub>
後期（平成29年度～平成33年度）	8%以上	485,669 kg-CO <sub>2</sub>



## 2 活動項目別・部門別削減目標

活動項目別・部門別における前期の基準年度比削減目標（5%以上の削減）については、次のとおり設定します。

### (1) 活動項目別削減目標

活動項目	平成 28 年度削減目標値		
	温室効果ガス排出量	活動量	単位
電 気	207,823 kg-CO2	613,047	(kWh)
灯 油	44,519 kg-CO2	44,519	(ℓ)
L P ガス	26,752 kg-CO2	4,289	(m <sup>3</sup> )
ガソリン	7,774 kg-CO2	3,350	(ℓ)
浄化槽	7,522 kg-CO2	724	(人)
軽 油	4,907 kg-CO2	1,873	(ℓ)
A 重油	3,963 kg-CO2	1,462	(ℓ)
公用車	251 kg-CO2	27,290	(km)
天然ガス	32 kg-CO2	15	(m <sup>3</sup> )
計	303,543 kg-CO2		

### (2) 部門別削減目標

活動項目	平成 28 年度削減目標値
	温室効果ガス排出量
教育施設	131,715 kg-CO2
水道施設	81,938 kg-CO2
その他施設	39,287 kg-CO2
庁 舎	23,239 kg-CO2
児童施設	15,109 kg-CO2
公用車	12,255 kg-CO2
計	303,543 kg-CO2

## 第6章 目標達成に向けての取組

### 1 基本方針

本市では、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、次の基本方針に基づいて取組を進めます。

#### (1) 省エネルギーの推進

- エネルギーや水の使用量を削減します。
- 再生可能エネルギー等への転換を進めます。

#### (2) 適正な自動車の利用

- 公用車の適正な運行に努めます。
- マイカーの適正な運行に努めます。

#### (3) 省資源、リサイクルの推進

- 紙の節約に努めます。
- ごみの分別、排出量の抑制を図ります。

#### (4) 環境に配慮した物品等の購入、利用の促進

- 再生品や再生材使用の物品等を使用します。
- 環境に配慮した製品を購入します。

#### (5) 公共施設の環境配慮

- 公共施設整備にあたっては、環境配慮に努めます。
- 既存公共施設の維持管理にあたっては、環境配慮を促進します。

#### (6) 職員の意識高揚と環境配慮行動

- 環境配慮について、職員の啓発を進めます。
- 情報の共有化を図り、実効性の高い推進体制を作ります。

## 2 具体的な行動マニュアル

温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な行動マニュアルは、次のとおりとします。

この取組は、市の事務及び事業の実施にあたって、様々な場面や行動において職員一人ひとりが心がけて、実施することとします。

### (1) 省エネルギーの推進

- ①事務室、会議室等の空調調節にあたっては、各庁舎における設定温度及び使用時間を徹底します。
- ②クールビズ、ウォームビズなどの省エネルギーの服装を心がけます。
- ③照明の点灯は、原則、就業時間中のみとし、休み時間は、窓口業務に支障のない範囲で消灯します。
- ④廊下やトイレ等の照明、換気扇は、使用時のみとします。
- ⑤時間外勤務の際は、事務従事者以外の照明を点灯しません。
- ⑥終業時及び休日は、支障のないプリンターやコピー機等の電源を切ります。
- ⑦エレベーターの使用は荷物の運搬のみとし、上下階の移動は階段を利用します。
- ⑧光熱水費の節約について常に点検します。
- ⑨事務改善による定時退庁を推進し、ノー残業デーを徹底します。
- ⑩給湯室での節水に努めます。
- ⑪常に節水に心がけ、必要最低限の水で賄います。
- ⑫飲料水は、マイボトルを持参します。
- ⑬水洗トイレの無駄な水は流しません。

### (2) 適正な自動車の利用

- ①駐車中の不要なアイドリングはしません。
- ②エコドライブを心がけ、法定速度を遵守し、急発進、急停止はしません。
- ③過度のエアコン利用は控えます。
- ④タイヤの空気圧など定期的に点検・整備を行い、車両の負荷低減に努めます。
- ⑤車内を常に整理・整頓し、不要なものは積載しません。
- ⑥毎月の燃料消費量、走行距離等を記録整理し、適正運行に利用します。
- ⑦公用車や自家用車を購入する際は、燃費基準達成車の選択を検討します。

- ⑧ノーマイカーデーの導入を検討します。
- ⑨通勤には、できる限り自転車・公共交通機関を利用します。

### (3) 省資源、リサイクルの推進

- ①コピーやプリントアウトは、両面印刷を原則とします。
- ②会議資料等は、プロジェクター等OA機器の利用により、紙の利用を削減します。
- ③使用済み用紙の裏面を利用します。
- ④庁内LAN、電子メールの利用により、紙の使用を抑制します。
- ⑤コピー、プリンターなどは縮小機能を利用し、枚数を減らします。
- ⑥印刷前は機器の設定確認を行い、ミスコピーを減らします。
- ⑦無駄な資料は作りません。また、ファイルは再利用し、新規ファイルの購入を控えます。
- ⑧カラーコピーは真に必要な資料のみにとどめ、使用枚数の抑制に努めます。
- ⑨情報は、広報誌やホームページ等を有効に活用し、紙媒体を削減します。
- ⑩事務用品を大切に使い、消耗品等の節約に努めます。
- ⑪市主催の行事では、リユース食器、デポジット制度の導入を検討します。
- ⑫マイ箸・マイコップ・マイ容器等の使用に努めます。
- ⑬各自で事務室のごみの分別を徹底し、ごみの排出量を減らします。
- ⑭ごみの排出量を把握、点検します。
- ⑮各公共施設にリサイクルボックスを設置します。

### (4) 環境に配慮した物品等の購入、利用の促進

- ①事務用紙は、古紙配合率の高いものを使用します。
- ②印刷物には、古紙配合率、使用インクの明記に努めます。
- ③再生材を用いた事務用品等を使用します。
- ④事務物品は、エコマーク、グリーンマーク商品を優先購入します。
- ⑤詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品等の購入は極力控えます。
- ⑥公用車更新時は、次世代自動車やハイブリッド自動車の導入を検討します。

(5) 公共施設の環境配慮

- ①公共施設への再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を検討します。
- ③雨水利用のための設備の導入を検討します。
- ④緑のカーテンに取り組みます。
- ⑤照明器具等電気器具の更新の際は、省エネルギー型の器具に転換を図ります。
- ⑥照明に自然光を生かす工夫をします。
- ⑦省エネルギーのための改修について研究します。

(6) 職員の意識高揚と環境配慮行動

- ①環境に関する研修会等を開催します。また、職員はその研修会等に積極的に参加します。
- ②環境保全に関する情報を、積極的に提供し共有します。
- ③環境配慮に関する職員のアイデアを募集します。
- ④優れた取り組みを公表し、情報の共有化を図ります。
- ⑤各施設の温室効果ガスの排出状況を可能な限り公表し、市の行動を市民、事業者に広めます。
- ⑥データを分析し、改善策を検討します。

### 3 重点的な取組

行動マニュアルのうち、次の 10 取組については「職員エコマニフェスト」として宣言し、行動の強化・徹底を図ります。

- 1 事務室、会議室等の空調調節にあたっては、各庁舎における設定温度及び使用時間を徹底します。
- 2 照明の点灯は、原則、就業時間中のみとし、休み時間は、窓口業務に支障のない範囲で消灯します。
- 3 エレベーターの使用は荷物の運搬のみとし、上下階の移動は階段を利用します。
- 4 事務改善による定時退庁を推進し、ノー残業デーを徹底します。
- 5 飲料水は、マイボトルを持参します。
- 6 駐車中の不要なアイドリングはしません。
- 7 車の過度のエアコン利用は控えます。
- 8 コピーやプリントアウトは、両面印刷を原則とします。
- 9 使用済み用紙の裏面を利用します。
- 10 ごみの分別を徹底し、ごみの排出量を減らします。

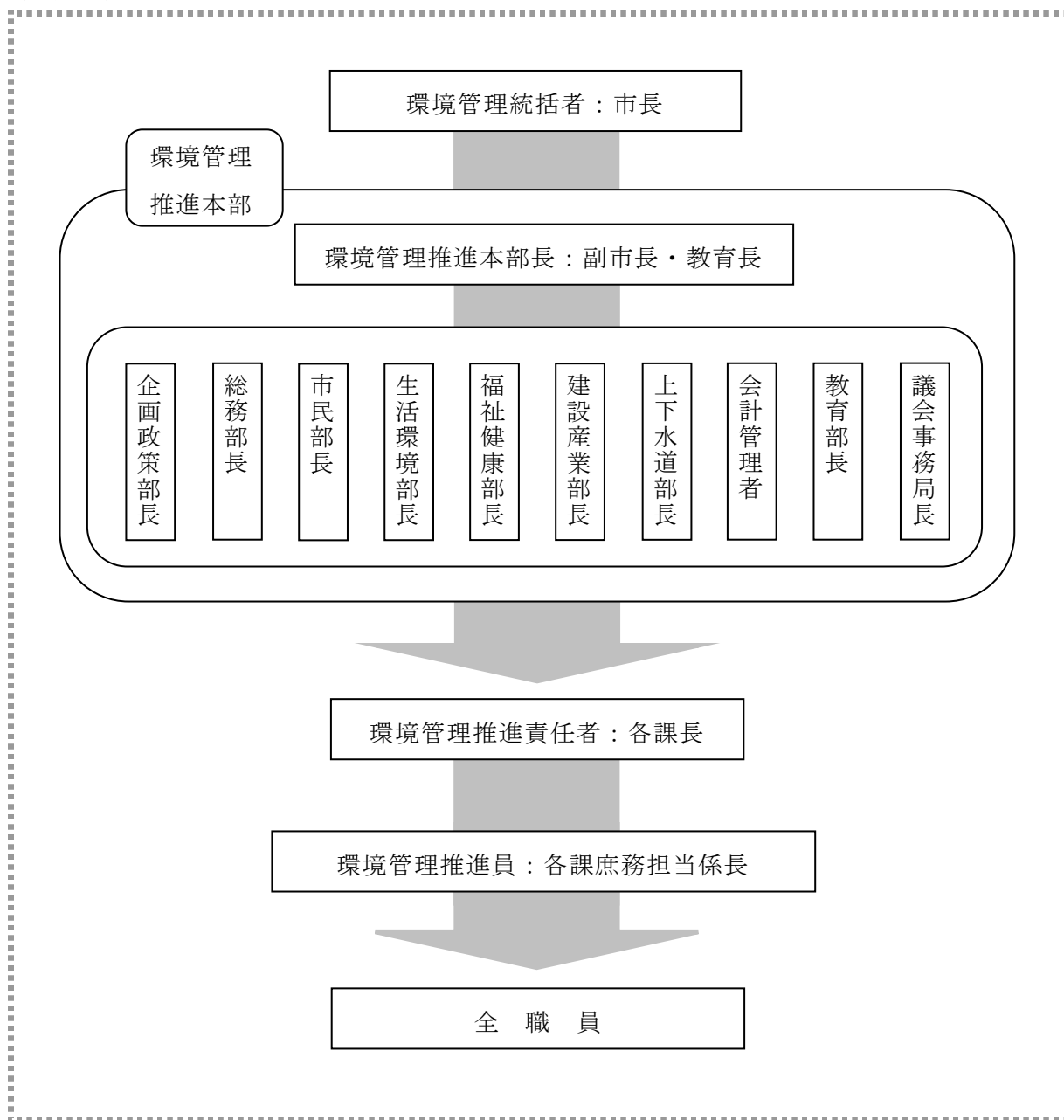
## 第7章 計画の推進

### 1 計画の管理体制

甲斐市地球温暖化対策実行計画を効率的に推進するためには、職員一人ひとりが各職場で着実に行動をしていくことが必要です。

そのために取り組みの状況を把握し、評価することにより、問題点や新たな課題を的確に捉えていくための進行管理組織体制を構築します。

#### ◇環境管理推進組織図



## 環境管理推進組織における各部門の役割

組 織	役 職	主な役割
統 括 者	市 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画の策定及び見直し</li> <li>◆計画及び評価結果の公表</li> </ul>
環 境 管 理 推 進 本 部	本 部 長：副市長 副本部長：教育長 本 部 員：部長職	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画推進方策等の見直しの検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本事項</li> <li>・計画の目標</li> <li>・計画の推進体制</li> </ul> </li> <li>◆点検結果の評価</li> <li>◆取り組みの改善指示</li> </ul>
推 進 責 任 者	各課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画の実施状況の記録・管理</li> <li>◆記録等の事務局への報告</li> <li>◆点検結果、改善指示後の是正措置</li> </ul>
推 進 員	各課庶務担当係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画の内容を職員に周知</li> <li>◆計画の推進</li> <li>◆職員からの意見、要望等の収集</li> </ul>
全 職 員		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆行動</li> </ul>
事 務 局	環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆記録の点検、集計と推進本部への報告</li> <li>◆職員への普及、啓発</li> <li>◆職場の環境づくり</li> </ul>



## 2 点検・評価・公表

### (1) 推進行動の点検

- ・推進員は、温室効果ガスの発生状況（活動量）を把握、点検し、推進責任者に報告します。
- ・推進責任者は、点検結果を事務局に報告するとともに、職員に対する取り組みの徹底を図ります。

### (2) 点検結果の評価

- ・事務局は、点検結果を推進本部へ報告します。
- ・推進本部は評価を行い、必要に応じて推進責任者に対して改善措置を指示します。

### (3) 点検結果の公表

- ・市長は、温室効果ガス排出量を示す基準値、現況値、目標値を含む計画の内容及び取り組み状況について、広報誌やホームページ等を活用して広く公表します。

## 3 計画の見直し

推進本部は、毎年、推進責任者及び事務局からの点検、評価結果の報告を受け、次の見直し項目について検討し、市長に報告します。

### (1) 計画の基本的事項

次に掲げる事項を踏まえ、地球温暖化対策の対象範囲等、計画の基本的事項に必要かどうか検討します。

- ・新しい施設、設備の導入や大きな組織変更による計画への影響
- ・法律の改正

### (2) 計画の目標

次に掲げる点を考慮して、目標の妥当性について検討します。

- ・新たな取組目標の検討
- ・目標達成度と取り組みの実施効果
- ・総排出量の評価・算定方法等の変更による目標変更の必要性

### (3) 計画の推進体制

取り組みを実施する推進体制上の問題について、次にあげる事項等の情報を基に検討します。

- ・運用の実態と体制の整合性
- ・大幅な組織変更

市長は推進本部からの報告に基づき、見直しを行い、計画の変更や是正措置が必要な場合、推進本部に実行を指示します。